

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県規則第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

**第1条** 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(食事) <b>第86条</b> (略) 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び <u>し好</u> を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。 3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) <b>第86条</b> (略) 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び <u>嗜好</u> を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。 3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は <u>管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第2条** 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(食事)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p>2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>(食事)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p>2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び<u>嗜好</u>を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は<u>管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。